

就学援助制度（入学準備金）のお知らせ

就学援助制度は、小・中学校に通うお子様や小学校就学予定のお子様をお持ちで、経済的に困りの保護者に対し、学校で必要となる諸経費を援助する制度です。

就学援助制度には「学用品費」等の支給項目がありますが、令和9年1月から受付する支給項目は、「入学準備金」のみです（令和9年度の新小学1年生を対象）。

その他の支給項目（学用品費等）については、別途申請（令和9年4月から受付）が必要です。（4月以降の申請では、入学準備金は支給対象外ですのでご注意ください。）

1 援助対象となる方

（(1)と(2)の両方に該当する方が対象です。）

- 世帯全員の総所得金額（令和7年1月から12月分）が、認定基準額以下の方
- 令和9年4月に本市立小学校に就学予定のお子様をお持ちの方、もしくは、本市の区域内に住所を有し令和9年4月に国立もしくは私立の小学校に就学予定のお子様をお持ちの方

※ 申請時点では(2)に該当していたとしても、他市立小学校に就学することになった場合や、本市の区域内に住所を有さなくなり、国立もしくは私立の小学校に就学することになった場合等は援助対象外となります（支給していた場合は返還していただきます）。

※ 生活保護法の教育扶助を受けている場合は、支給対象外です。

2 援助内容

支 給 項 目	支 給 額
入 学 準 備 金	64,300円（1人あたり）

3 申請方法

＜電子申請での手続き＞ ※就学予定者が2人以上の世帯も申請は1世帯につき1回です。

期間	令和9年1月4日（月）～3月10日（水）
方法	下記URL又は右のQRコードを使って「令和8年度 寝屋川市就学援助入学準備金受給申請（令和9年4月 新小学1年生用）」に入力してください。
URL	https://logoform.jp/f/vaS4Q
添付書類	振込を希望する保護者名義口座の銀行名、支店番号、口座番号、口座名義が記載されているページの写しのデータを添付。

QRコード



※ URLとQRコードは
令和9年1月4日から接続可能です

＜郵送での手続き＞ ※就学予定者が2人以上の世帯も提出する申請書は1枚です。

期間	令和9年1月4日（月）～3月10日（水） ※ 3月10日必着
方法	受給申請書（ホームページからダウンロード可）に必要書類を添付して切手を貼って郵送してください。 ※郵送での申請の場合、郵便の不着や遅延等の一切の責任は負えません。 郵便事故がご心配な方は、特定記録郵便又は簡易書留など記録に残る郵便で送付してください。 ※郵送の場合の申請受付の控え（受理証）の発行はいたしません。
宛先	〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 教育政策総務課（就学援助担当）
添付書類	受給申請書に必要事項を記入の上、振込を希望する保護者名義口座の銀行名、支店番号、口座番号、口座名義が記載されているページの写しを添付。

＜窓口での手続き＞ ※就学予定者が2人以上の世帯も提出する申請書は1枚です。

期間	令和9年1月4日（月）～3月10日（水） ※いずれも土・日曜・祝日を除く、午前9時～午後5時まで
方法	申請窓口で受給申請書（ホームページからダウンロード可）を提出
場所	寝屋川市役所 東館2階 教育政策総務課（寝屋川市本町1番1号） ※裏面参照
持ち物	振込を希望する保護者名義口座の通帳やキャッシュカード等を持参

※ 他市からの転入者（令和8年1月1日寝屋川市に住民票がなかった方）は令和7年1月～12月の所得を証明する書類を添付してください。

受付期間	支給予定日
令和9年1月4日（月） から 1月15日（金）まで （郵送は1/15必着）	2月下旬
令和9年1月16日（土） から 2月15日（月）まで （郵送は2/15必着）	3月下旬
令和9年2月16日（火） から 3月10日（水）まで （郵送は3/10必着）	4月下旬以降

4 令和8年度認定基準額《参考》

世帯構成（例）	総所得金額
2人世帯（31歳・5歳）の場合	1,753,924円 （※ひとり親世帯の場合 1,979,524円）
3人世帯（31歳・26歳・5歳）の場合	2,423,017円
4人世帯（31歳・26歳・5歳・1歳）の場合	2,757,930円
5人世帯（36歳・31歳・10歳・5歳・1歳）の場合	3,296,722円

- ※ 認定基準額の年齢は、令和8年4月1日時点の年齢です。
- ※ 認定基準額は、世帯の人数及び年齢によって変わりますので、目安としてご覧ください。
- ※ ひとり親世帯の場合、世帯内の18歳未満（令和8年4月1日現在の年齢）の子の数が1人の場合225,600円
2人の場合283,200円（以下1人増えるごとに34,800円）を認定基準額に加算します。
- ※ 税制改正に伴い2025年分（令和7年分）からは、給与所得又は公的年金所得がある人は、収入により異なりますが、総所得金額から最大10万円差引いた額を認定基準額として用いる場合があります。

5 その他

- ・申請書受理後、不足の書類がある時は追加で書類を提出いただく場合があります。

<窓口受付場所>

☆市役所の駐車場をご利用下さい。



【問い合わせ先】市役所東館 2 階

寝屋川市教育委員会 教育政策総務課（就学援助担当）TEL 072-813-0070（直通）

窓口受付 令和9年1月4日（月）～3月10日（水）

午前9時から午後5時（土・日曜、祝日を除く）